



# コロナ感染...

# まさか自分が かかるなんて! うつすなんて!

ウイルスがすぐソコに!  
「想像だけの恐怖」では  
なくなってきた!

ひとりひとりが  
最大限の  
感染対策を!



新型コロナウイルスで  
みられる  
後遺症の症状!

## 若年層の感染が 急激に増えています!

- ・感染対策ができていない店舗、酒類を提供している店舗、営業時間短縮の要請に応じていない店舗の利用は控えよう!
- ・路上や公園等での飲酒は控えよう!
- ・飲食店からのお願いには積極的に協力しよう!  
(検温・消毒・マスク会食・ソーシャルディスタンスの確保等)



stay home うちで過ごそう stay home うちで過ごそう stay home うちで過ごそう stay home うちで過ごそう stay home うちで過ごそう

共に  
乗り越えよう!

早期に収束させ  
飲食店  
を応援しよう!



飲食店・県民の皆様、なにとぞ休業・時短にご協力をお願いします。

特措法に基づく緊急事態措置に係る休業要請等に伴う協力金の支給について

飲食店及び遊興施設等

第7期

# うちなーんちゅ 応援プロジェクト

申請期間  
第7期

令和3年9月3日まで

要請期間: 令和3年5月23日～7月11日

要請内容 (1) 酒類又はカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)  
・休業要請(酒類・カラオケ設備の提供停止)

第7期  
協力金の給付  
を実施します。

(2) 上記以外の飲食店  
・営業時間短縮要請 5時から20時まで(酒類・カラオケ設備の提供停止)

※宅配・テイクアウト・移動可能店舗(自動車営業・キッチンカー・移動式屋台等)は(1)(2)いずれの要請も対象外です。

沖縄県 協力金申請 第7期

検索



具体的な  
支給条件等は、  
県ホームページにて  
ご確認ください。

●協力金の申請方法、電子申請サポートの予約に関すること  
感染症対策協力金コールセンター

☎0120-332-107(平日9時～17時)

●対象地域、対象施設の考え方など、時短要請の内容に関すること  
対処方針コールセンター 電話:098-901-3028(平日9時～17時)

◆申請方法:電子申請のみ(第8期早期給付分も第7期と同じ下記フォームで申請)

◆申請の流れ ※①→②両方の申請必須

①対象となるすべての店舗について申請

①店舗申請

②事業者申請

②事業者について申請

※店舗申請のみ申請の場合、審査が止まってしまい支給ができません。必ず事業者申請も行ってください。



◆電子申請サポート窓口 完全予約制(web・左記コールセンター)  
スマートフォン・パソコンが利用できない方向け

※添付書類の内容や審査に関わる質疑には対応できません。  
申請に必要な必要書類をすべて揃えてください。